

メディア関係者各位
プレスリリース

平成 23 年 2 月 10 日
株式会社 L-net(エルネット)

=====
社会的に定着してきた弁護士広告

～日弁連の「規程」に沿った広告を～
=====

債務整理や過払い金返還請求を巡り、一部の弁護士と依頼者との間でトラブルが増えていることを受け、2月9日、日本弁護士連合会が「債務整理事件処理の規律を定める規程案」を臨時総会で可決しました。

同規程により、「直接面談の原則」、「過払い金返還請求のみの受任の原則禁止」、「弁護士報酬の規制」、「広告の規制」などが明示されました。

株式会社 L-net(エルネット、所在地:〒104-0061 東京都中央区銀座 6-14-5 ギンザ TS サンケイビル 7F、代表取締役:藤田一成)は、これまで弁護士を中心とした土業の広告などを取り扱ってまいりました。このたびの規程を受け、弊社クライアントの業態や、弊社の弁護士事務所広告について、規程に基づいた説明を可能な範囲でさせていただきます。

これまで弁護士事務所の債務整理処理については、「[債務整理事件処理に関する指針](#)」(2009年7月17日理事会議決、2010年3月18日改正)がありましたが、今回違反行為に対して懲戒をとまう規程に規制を強化したことについて、日弁連は「提案理由」のなかで広告勧誘についてふれ、次のように説明しています。

1、弁護士の業務広告についての問題点について

日弁連の「提案理由(第四号議案)」では、問題の所在として、不適切な勧誘として「広告」のありかたを取り扱っており、不適切な受任・事務処理、不当な報酬 とならんで強く意識している内容となっています。

債務整理事件は、原則として、多重債務者が負担している全ての負債を処理することが債務者の経済的再生にとって必要であり、かつ、債権者間の平等を図る上でも適切なはずであるが、一

部の弁護士は、専ら過払金返還請求を取り扱うかのように業務広告するなどして、債務整理事件とは切り離れた形で過払金返還請求のみを行つてもあたかも問題がないかのような姿勢を示している。これに応じた債務者が過払金返還請求のみを弁護士に依頼し、他の債務の処理を放置してしまうことにより、回復困難な損害が生じることは想像に難くない。

また、多重債務者は、法的知識の不足、経済的立場の弱さ、依頼案件の切迫性によって弁護士を選択する事実上の機会が乏しいことから、弁護士報酬についての交渉力、すなわち価格交渉力が乏しいにもかかわらず、一部の弁護士が行っているような、報酬の基準の表示がないか、又は不明確な業務広告により誘引され、当該弁護士に不本意な依頼をしてしまっている。

※引用

提案理由(第四号議案)

第一 債務整理事件処理に関する問題の所在とこれまでの経緯 二 不適切な事件受任の勧誘
1 業務広告についての問題

弁護士の業務広告については、一般的に、弁護士職務基本規程第九条及び弁護士の業務広告に関する規程で規律されているが、前記「二」中「1」で述べたように、一部の広告により、報酬に関する情報が不足したまま、あるいは過払金のみを請求することに何らの問題もないかのように誤解したまま委任する例がある。

債務整理事件を勧誘する広告については、それが債務者の経済的再生を図ることを目的とすることからして、債務者の窮状や法的無知につけ込む結果にならないような慎重さが他の業務広告以上に強く要請される。

(中略)

指針は、本規程のうち弁護士報酬に関する規律以外の部分、すなわち、事件受任・処理や、業務広告に配慮すべき事項を示すものであったが、それらへの事項への配慮を怠ったことが、弁護士職務基本規程に抵触し、あるいは広く弁護士の最位を失うべき非行として懲罰の対象となることは格別、指針それ自体は任意の遵守を期待するもので拘束力がないものであった。そのため、一部になお指針に反する例が見受けられ、被害の根絶が図られず、それに対する批判も依然として強いものがある。

※引用

提案理由(第四号議案)

第一 債務整理事件処理に関する問題の所在とこれまでの経緯 五 不適切な広告

日弁連は、上記のように、2年前からいわゆる「過払い問題」の発生と同時に持ち上がった、「弁護士と依頼者のトラブル」を深刻に受け止め、その具体的な問題点の一つとして、依頼者勧誘の手段としての「広告」の問題に字数をかけて、言及しています。

さらに、独禁法との関係にもふれ、独禁法上の事業者団体としての制限に該当するかどうかの問題となるとしながら、以下のように説明しています。

本規程の一定の行為規制及び広告規制についても、独占禁止法に照らした検討を行ったが、いずれも依頼者のために適確な法律事務処理を行うことを確保する、あるいは依頼者及び依頼者となろうとする者の正しい選択を容易にするという正当な目的のための合理的規制であって、独占禁止法上の問題はないものと考えている。行為規制及び広告規制についても、適切な範囲での合理前規制は自治団体としての当連合会固の権限と責務に基づくものであり、この点が独占禁止法上の検討を行う際に十分斟酌されるべきことは同様である。

※引用

提案理由(第四号議案)

第三 本規程の内容 九 報酬規制等に関する独占禁止法上の問題点について 5

一方で、解釈適用に当たっての留意事項(第一九条)を設けて、安易な規制による債務整理処理の萎縮を戒めています。

第十九条 この規程は、弁護士の職務が本来多様性と個別性を有することにかんがみ、弁護士の債務整理事件処理を不当に萎縮させることのないよう実質的に解釈し、適用しなければならない。

特段にこの解釈規定を設けた理由については、「事件処理に過度に萎縮効果をもたらし、かえって債務者保護に欠けるようなことがあってはならない。そこで、右の趣旨を改めて確認するとともに、それらの行為が安易に懲戒の対象となることのないよう解釈適用に当たっての留意事項を明文で規定した」と説明されています(債務整理事件処理の規律を定める規程案解説)。

以上、全体的に、今回の日弁連が定めた債務整理事件処理の規律を定める規程についての、考え方の背景を、広告を中心にみてきました。

弊社クライアントは、前出「債務整理処理に関する指針」に沿った受任や広告を使った依頼の勧誘を進めてまいりましたが、日弁連が提案理由のなかで指摘しているように、特段債務整理の依頼者の勧誘については、「債務者の経済的再生を図ることを目的とすることからして、債務者の窮状や法的無知につけ込む結果にならないような慎重さが他の業務広告以上に強く要請される」(提案理由(第四号議案))ことを改めて確認して、注意深く誤解のないような、表現・演出・印象に、これまで以上に努めていく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2. 「債務整理事件処理の規律を定める規程」の解釈について

今回の規程については、解釈に齟齬が起きないように、日弁連が規程の解説を参考資料として示しています。そのなかで広告について定めた規程と解説は次のようになっています。

(広告に関する規律)

第十八条 弁護士は、債務整理事件に関する業務広告を行うときは、債務整理事件に係る報酬の基準を表示するように努める。

2 弁護士は、債務整理事件に関する業務広告を行うときは、依頼を受けるに際して受任する弁護士と面談する必要があることを表示するように努める。

3 弁護士は、専ら過払金返還請求を取り扱う旨を表示する等債務者が負担している他の債務の処理を行わずに過払金返還のみを行うことに不利益がないかのように誤認又は誤導するおそれのある業務広告を行ってはならない。

[解説]

一 趣旨

債務整理事件に関する業務広告に関する規制を三種規程した。

第一項及び第二項は努力義務、第三項は義務規程である。

職務基本規程第九条(広告及び宣伝)の趣旨を、債務整理事件について具体化したものである。

二 第一項

債務整理事件に関する業務広告中には、当該広告をする弁護士の報酬の基準を表示するよう努める努力義務を規程した。

努力義務としたのは、広告の種類によっては、そこに盛り込むべき情報量に限りがあり、報酬基準の表示を強制することが、不可能を強いるものであったり、そうではなくても著しく困難なことを強いることがあり得るからである。

三 第二項

債務整理事件に関する業務広告には、依頼を受けるに際して受任する弁護士と面談する必要があることを表示するよう努める努力義務を規程した。

努力義務としたのは第一項と同様の趣旨である。

四 第三項

専ら過払金返還請求を取り扱う旨を表示する広告など過払金返還請求のみを行うことに不利益がないかのような業務広告は、債務者をして全債務の処理を行わずとも問題がないかのように誤認・誤導させる恐れがあるので、品位を欠くものとして禁止した。

これらの規程は、前述「指針」の延長にあるものと思われませんが、日弁連の「債務整理事件処

理の規律を定める規程案解説」では特に趣旨と各項の解説をしています。

3. 株式会社 L-net の弁護士広告について

株式会社 L-net は、媒体として大きな影響力をもつラジオ広告に、2005 年に初めて弁護士の広告が債務整理処理の勧誘というかたちで登場して、5 年を経過します。

その間、弊社では、昨年 3 月と 11 月末に、相談経験者を対象に、弁護士広告や相談方法についての意識調査を実施しました。その詳細は、すべて弊社ホームページ(<http://www.e-lnet.jp/>)に掲載し公開しております。

当該アンケートでは、弁護士広告の解禁以来 10 年、この間、弁護士へのアクセスは飛躍的にアップし、また消費者も弁護士へのアクセスしやすさを受け入れ、歓迎していることが結果として出ています。

また、弁護士事務所側もホームページに工夫をしたり、さらに SEO 対策を実施したり、広告による「消費者の選択のための情報開示」を意識するようになってきています。

一言でいうと弁護士業務の広告は社会的に定着してきたといえると思います。とくに今回の規程のなかの解説で「**広告の種類によっては、そこに盛り込むべき情報量に限りがあり、報酬基準の表示を強制することが、不可能を強いるものであったり、そうではなくても著しく困難なことを強いることがあり得るからである**」と踏み込んでいるのは、明確にラジオや電波媒体を意識しているわけで、従前の「弁護士の業務広告に関する規程(会規)」が、紙媒体を念頭に制定されたと思われることを考えると、たいへん大きなことだと思います。

言うならば弁護士業がラジオ・テレビメディアを前提とした広告規程の世界に入ってきたのだと考えられます。それだけに、電波媒体の影響力を考慮するにつけ、今回の規程の提案理由にあるような趣旨を踏まえて、さらに規程が求める趣旨にそった完成度の高い広告情報・広告内容を目指していく所存です。

////////////////////////////////////

■株式会社 L-net 概要

所在地: 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-14-5 ギンザ TS サンケイビル 7F

代表取締役: 藤田一成

TDB 企業コード: 989495252

URL: <http://www.e-lnet.jp/>

■本件に関するお問い合わせ先

株式会社 L-net(エルネット) 担当:佐藤幸治

E-mail:info@e-lnet.jp

TEL:03-3524-9263

FAX:03-3524-9264

////////////////////////////////////